

当社発行全国百貨店共通商品券・スズラン商品券・商品お取替券  
の利用者保護等に関するお知らせ

**【利用者資金の保全方法】**

前払式支払手段の発行者は、その利用者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することより資産保全することが義務づけられております。

当社発行の上記商品券等を保有されている方は、万が一の場合、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

当社の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

- ・金銭による供託

株式会社スズラン